

愛知県ハンガリー友好協会 規約

(名称)

第1条 本会は、愛知県ハンガリー友好協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 事務所は愛知県内に置く。

(目的)

第3条 協会の目的は、日本ハンガリー友好協会と協調し、会員とハンガリー相互の理解と親睦を図り、世界平和に寄与することとする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 愛知県とハンガリーの文化、経済、芸術、スポーツなどの交流
- ② 各種使節団の交流及び学生の交換交流の促進と斡旋
- ③ 会員相互の交流会
- ④ ハンガリーの情報収集と提供
- ⑤ その他協会の目的を達成するための事業

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同する個人及び団体とし、役員会の承認を得た者とする。

2. 協会へ入会しようとする者は、入会届を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次のとおりにする。

- | | | |
|-------------|--------|---------|
| ① 個人会員 | 年額1口 | 5,000円 |
| ② 個人会員の家族会員 | 年額1人1口 | 1,000円 |
| ③ 法人会員 | 年額1口 | 50,000円 |

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監事 1名
2. 協会に次の役員を置くことができる。
 - (1) 名誉会長 1名
 - (2) 顧問 若干名
 - (3) アドバイザー 若干名
 3. 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、その職務を代理する。
3. 理事は、会長・副会長を補佐し、会務執行のために必要な事項を審議する。
4. 事務局長は、事務局を統括する。
5. 会計は、協会の財務を行う
6. 監事は、協会の財務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

(機関)

第11条 総会は、会員を持って構成する最高決議機関で年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2. 役員会は、年1回以上開き、会務につき審議し執行する。
3. 協会の事務を処理するため事務局を置く。

(支部)

第12条 会員5名以上で協会の支部を作ることができる。その場合は、役員会の承認を受けるものとする。支部の規約は、協会の規約に準じてそれぞれに定める。

(経費)

第13条 協会の経費は、会費、事業収入、及び寄付金でまかなう。

(退会)

第14条 協会を退会しようとする者は退会届を提出しなければならない。

第15条 会員が会費を2年間納めない場合は、退会扱いとする。

第16条 協会の趣旨に反する行為をし、著しく協会の体面を傷つけたりした者には、役員会の決定により退会勧告がなされる。

(委任)

第17条 この会則に定めない事項については、別に定める。

附則 この規約は、平成9年10月25日より施行する。

附則 この規約は、平成23年10月24日より施行する。

附則 この規約は、令和元年10月28日より施行する。